公立置賜総合病院

マイナンバーカードの健康保険証利用について

厚生労働省からの令和6年度診療報酬改定により、マイナンバーカードの健康保険証利用推進として、令和6年6月１日から初診時（１月に1回）・再診時（３月に1回）に、「医療情報取得加算」をご負担いただいておりますので、ご承知おきください。

初診	マイナンバーカードを利用しない場合	３点	３割負担で約9円
	マイナンバーカードを利用する場合	１点	３割負担で約3円
再診	マイナンバーカードを利用しない場合	２点	３割負担で約6円
	マイナンバーカードを利用する場合	１点	３割負担で約3円

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。